

呉市、独立行政法人国立高等専門学校機構呉工業高等専門学校及び公益財団法人  
くれ産業振興センターの产学官交流及び地域産業の活性化に向けた協定書

呉市（以下「甲」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構呉工業高等専門学校（以下「乙」という。）及び公益財団法人くれ産業振興センター（以下「丙」という。）は、呉市と独立行政法人国立高等専門学校機構呉工業高等専門学校との連携協力に関する協定（平成17年3月17日締結）の第1条第1項第1号に掲げる产学官交流、産業活性化事業等の取組を促進するために、互いに連携することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が連携し、協働による取組を推進することにより、呉地域における产学官交流及び地域産業の活性化を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力をするものとする。

- (1) 地域企業との交流拡大に関すること。
- (2) 新事業創出の支援に関すること。
- (3) 人材育成に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、产学官交流及び地域産業の活性化に関するこ。

2 前項各号に掲げる事項の実施時期、実施方法等については、別表に定めるものほか、甲乙丙間で協議の上、決定する。

3 甲、乙及び丙は、第1項の規定による連携・協力を円滑に実施するため、定期的な意見交換及び連絡調整を行うものとする。

（協定内容の変更等）

第3条 甲、乙又は丙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度、甲乙丙間で協議の上、本協定について必要な変更又は解除を行うものとする。

（情報保護）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携・協力に当たり知り得た秘密について、本協定の期間中はもとより、本協定の終了後も第三者に対し開示し、漏えいし、又は本協定に基づく連携・協力以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方から書面により承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、甲、乙及び丙は、法令により秘密情報の開示を求められた場合は、可能な限り事前に協議を行い、必要な範囲に限り当該情報の開示を行うものとする。

（疑義解決の方法）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じた場合は、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも、本協定を更新しない旨の申出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、甲、乙及び丙の三者が署名の上、各々その1通を保有する。

令和6年2月7日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
吳市

吳市長

新原芳明

乙 呉市阿賀南2丁目2番11号  
独立行政法人国立高等専門学校機構呉工業高等専門学校

校長

餘利野直人

丙 呉市阿賀南2丁目10番1号  
公益財団法人くれ産業振興センター

理事長

江田頼宣